

南幹線の鳥居等を代執行により除却します

◆ アピールポイント	<ul style="list-style-type: none">・清水区草薙一丁目地内の一般県道静岡草薙清水線（南幹線）の鳥居と2つの石碑について、不明所有者に対して除却を命ずる公告を、令和2年3月24日に行いました。・公告で命じた除却期限の令和2年6月15日までに除却されなかったことから、静岡市が、代執行により除却します。
◆ 日時・期間	令和2年9月8日(火) から 9月18日(金) (予定)
◆ 場 所	静岡市清水区草薙一丁目 251 番2地先
◆ 内容など	<ul style="list-style-type: none">・令和2年9月8日 21:30 頃に代執行宣言を行い、9月18日までに鳥居等の除却工事と道路修繕工事を完了する予定です。・除却に要する経費は、約 11,000 千円です。(周辺の電話や電気等のケーブル移設費用を含む)・除却後に所有者が判明した場合は、要した費用を所有者に請求します。 <p>上記の内容を令和2年8月17日に公告します。</p>
◆ 取材について	9月8日(火)の代執行宣言の取材を希望される場合には、9月4日(金)の17:00までに、下記問い合わせ先までご連絡ください。

別紙資料 (有)・無

【問合せ】

土木事務所 管理係 (清水庁舎7階)

電話 054-354-2218

公 告

下記の対象工作物について、道路法（昭和27年法律第180号）第71条第1項の規定による措置を命ずるに当たり、当該措置を命ずべき者を確知できないため、同条第3項の規定により令和2年3月24日付けで公告しましたが、期限までに履行されなかったため、下記のとおり道路管理者（静岡市長）又はその命じた者若しくは委任した者が除却します。

令和2年8月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

記

1 対象工作物

別紙のとおり

2 代執行を行う時期

令和2年9月8日から令和2年9月18日。ただし、終了期限を延長する場合があります。

3 代執行のために派遣する執行責任者の職及び氏名



静岡市建設局次長兼土木部長 池谷 誠

4 代執行に要する費用の概算による見積額

金 10,820,300円。ただし、清算の結果増減することがあります。

5 その他

- (1) 代執行時に対象工作物に損害が生じても静岡市は一切その責めを負いません。
- (2) 対象物件の所有者が判明した場合は、当該所有者に対し4の費用を請求します。
- (3) 移動し、又は保管した動産がある場合には、後日指定する期日及び場所において引渡すので出頭してください。なお、出頭がない場合、又は引取りを拒んだ場合は、指定した期日後に同動産を処分する場合があります。

所在地	静岡市清水区草薙一丁目251番2地先
工作物の構造・規模等	(1) 鳥居 1基 鉄筋コンクリート造り (2) 石碑 (その1) 1基 石造り (3) 石碑 (その2) 1基 石造り
対象工作物 (写真)	(1) 鳥居 
	(2) 石碑 (その1) 

(3) 石碑 (その2)

